

(欄外注記2)

37 中央大学授業料改正に関する進達願 (明治四十年六月)
〔別紙第三式經由印ヲ捺シ文部大臣へ進達〕
進達願

別紙文部大臣宛申請書尙通御進達被成下度願上候

明治四十年六月四日

私立中央大学長

菊池武夫

(欄外注記3)

(朱書)
〔別紙第四式經由印ヲ捺シ神田区へ送付(六月十七日認可)〕

東京府知事男爵 千家尊福殿

前書出願ニ付奥印候也

明治四十年六月四日 東京市神田区長 小原八十吉

(割印)

(欄外注記4)

八円トシ之ヲ左ノ三期ニ徴収ス

但シ当分ノ内月割金弍円ツ、分納スルモ妨ケナシ

第一期四月(金六円)

第二期九月(金拾弍円)

第三期三月(金八円)

(欄外注記1)

〔施行六月七日〕

(欄外注記2)

〔第二部長(堀信次印)・当課長(御園生印)・主任(秋元印)〕

(欄外注記3)

〔完結〕「四十年七月十日」「第二部長(堀信次印)・当課長代(今

立印)・主任(秋元印)〕

(欄外注記4)

〔判決六月十九日〕「施行六月二十日」

(明治四十年第一種文書類纂 学務私立学校第二

627 D5 2)

新第四十四条 授業料ハ一学年金二十五円トシ之ヲ左ノ二期ニ
徴収ス 但当分ノ内二円五十銭ツ、分納スルモ妨ケナシ

第一期九月(拾弍円五十銭)

第二期二月(拾弍円五十銭)

旧第四十四条 授業料ハ一学年金二十円トシ之ヲ左ノ二期ニ徴

収ス 但当分ノ内月割金二円ツ、分納スルモ妨ケナシ

第一期九月(拾円)

第二期二月(拾円)

新第五十五条 授業料、第一期七円五十銭第二期金拾五円第

三期拾円トシ左ノ三期ニ徴収ス

但シ当分ノ内月割金弍円五十銭ツ、分納スルモ妨ケナシ

第一期四月(七円五十銭)

第二期九月(拾五円)

第三期三月(拾円)

旧第五十五条 授業料ハ第一期金六円第二期金拾弍円第三期金